

【観光振興事業】「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い若しくはその見込みがある、又は地域、民間事業者との連携等により訪日外国人旅行者の誘客に高い効果が見込まれる意欲的な取組が行われている若しくはその予定がある「道の駅」において、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業に要する経費の一部を補助するものです。

なお、多言語対応（外国人観光案内所（日本政府観光局により認定されている又は認定の見込みがあるものに限る。）が整備されている。）及びキャッシュレス決済環境の両整備項目を実施（実施済みの整備項目がある場合は、当該整備項目以外の全てを実施）することが必要となります。

○申請方法

1. 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画及び補助事業に関わる要望書の作成、提出

「道の駅」を設置し、又は管理する者が「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画を作成し、地方運輸局等を経由して観光庁に提出。（外部有識者の意見聴取の上、観光庁が支援対象とする拠点化整備計画を認定。）同時に、「道の駅」を設置し、又は管理する者は、拠点化整備計画に記載された補助対象事業者から事業毎に要望書を取りまとめ、地方運輸局等に提出。

2. 交付申請

観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議による承認後、補助対象事業者は補助金交付申請書を地方運輸局等に提出。（交付決定）

※ 予算が無くなり次第、応募を終了させていただきます。

○補助対象経費

1. 多言語案内の整備

訪日外国人旅行者への観光情報、「道の駅」内の施設情報等の提供を目的とする案内標識、デジタルサイネージ、掲示物等の整備に係る経費

2. 無料公衆無線LAN環境の面的整備

訪日外国人旅行者への通信環境の提供を目的とする面的な無料公衆無線LANの整備に係る経費

3. 多言語対応・先進的決済環境の整備

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末等による多言語対応
- ・キャッシュレス、免税対応環境の整備
- ・多様な宗教・生活習慣への対応力の強化のための整備

4. 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

- ・和式便器の洋式化
- ・キャパシティ不足に伴う洋式便器の増設
- ・洋式便器の交換・新設
- ・清潔機能向上整備
- ・機能向上に資する設備の整備（温水洗浄便座の設置等）

5. 段差の解消

高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、「道の駅」における段差の解消の整備に係る経費

6. 外国人観光案内所の整備・改良 ※JNTO外国人観光案内所の認定取得が必要

- ・先進機能の整備（VR機器、AIチャットBot、多言語案内・翻訳システム機器、多言語音声ガイド）
- ・多言語での情報発信に関わる整備・改良
（案内標識、掲示物、ホームページ（スマートフォン対応を含む）、コンテンツ作成）
- ・地域におけるコト消費促進のための環境整備
- ・外国人観光案内所の整備・改良、トイレ改修 等

7. 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

- ・先進機能の整備（VR機器、AIチャットBot、多言語案内・翻訳システム機器、多言語音声ガイド）
- ・多言語での情報発信に関わる整備・改良
（案内標識、掲示物、ホームページ（スマートフォン対応を含む）、コンテンツ作成）
- ・観光拠点情報・交流施設の整備・改良、トイレ改修 等

8. 外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備

※JNTO外国人観光案内所の認定取得が必要

○多言語化における校正について

- ・本事業を活用して掲示物等の多言語化を実施する場合、翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が校正をすること。
通訳案内士へのご相談をご検討される場合はこちらをご参照ください。
(https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000116.html)

○申請に必要な書類

- ・「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画書
- ・要望書
- ・補助対象経費の算出根拠となる書類
- ・その他要望に必要な書類

○書類の提出先 最寄りの地方運輸局等